

令和7年度 実施事業

浦安市市民活動補助金 募集要領

《募集期間》 令和6年8月1日(木)～8月30日(金)

目次

1. 制度の目的 1
2. 補助対象事業及び応募資格 1
3. 補助金の種類 2
4. 補助金の交付・事業期間 2
5. 補助対象となる経費 3
6. 書類提出方法 4
7. 手続きの流れとスケジュール 5
8. 選定基準 6
9. 情報公開と個人情報保護 6
10. Q & A 7

別添：市民活動補助金応募書類

別添：市民活動補助金応募書類記入例

【問い合わせ・書類提出先】

浦安市 市民経済部 市民参加推進課

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

電話：047-712-6059（直通）

Eメール：shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

1. 制度の目的

市民活動へのきっかけづくりや活動しやすい環境づくりなどを進める支援の1つとして、「市民活動補助金」を交付しています。

浦安市市民活動補助金は、公共の利益を目的とした非営利活動で、自主性のあ
る市民活動と市民活動団体の自立を促進するためのものです。

地域で抱える社会的課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、市民活
動団体が、自ら企画立案し実施する公益性の高い、団体の自立・発展に効果的事
業について、市がその事業費の一部を補助します。

なお、市民活動とは、ボランティア活動、特定非営利活動など、不特定かつ多
数のものの利益の増進に寄与することを目的とした、市民が行う営利を目的とし
ない自由な社会貢献活動をいいます。

ただし、選挙や宗教を目的とする活動や、個人の趣味的活動、団体構成員の福
利厚生など、構成員相互の利益を目的として行われる共益的・互助的な活動は含
まれません。

2. 補助対象事業及び応募資格

対象となる事業は、公共の利益を目的とした、非営利活動であり、自ら企画立案、
実施することができる公益性の高い事業です。

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ①令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施される事業
- ②国、県及び市等から他に補助金等を受けていない事業

※団体の経常的な活動や運営に対するもの、市民活動に含まない活動（政治・
宗教・営利目的、選挙に関する活動、共益的・互助的な活動）は対象外。

(2) 応募資格

応募時点で以下の要件をすべて満たす団体とします。

- ①市内において市民活動をしていること（活性化事業においては活動期間が1
年以上であること）。
- ②主たる活動範囲が市内であること。
- ③定款または規約を有すること。
- ④年間の活動計画を有すること。
- ⑤適切な会計（決算）処理が行われていること。
- ⑥構成員の人数が、自立促進事業の場合は5人以上、活性化事業の場合は10
人以上であること。
- ⑦団体の代表者・事業責任者・役員が浦安市市民活動補助金及びまちづくり活
動補助金選定委員会の委員になっていないこと。
- ⑧国、県及び市等から団体の運営について補助金等を受けていないこと。
- ⑨暴力団もしくはその統制下にある団体でないこと。
- ⑩宗教活動や政治活動を主たる目的としている団体ではないこと。

3. 補助金の種類

	自立促進事業（はじめの一步）	活性化事業（ステップアップ）
対象事業	会員確保を目的とした、団体の自立を促進するのに効果的な事業	活動期間が1年以上の団体が主体性をもって行う事業で、公益性が高く、団体の活動を発展させるのに効果的な事業
補助金額	1事業につき10万円以内	1事業につき50万円以内
補助率	補助対象経費総額×100%	補助対象経費総額×80%
交付回数	1団体につき1回まで	1団体につき3回まで

4. 補助金の交付・事業期間

（1）補助金の交付

2種類の補助金のうち、応募できるのは年度内に1団体1事業までとなりますので、どちらかの補助金を選択して応募してください。

補助金の交付は「浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会」で選定を行い、市が補助対象候補事業を決定します。

その後、次年度予算が市議会（3月）の承認を経た後に、成立した予算の範囲内で交付申請書を提出いただき、予算額を上限に交付を予定しています。

（2）事業期間

補助対象となる事業期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。年度を超えての事業運営は対象となりませんので、ご注意ください。

5. 補助対象となる経費

対象となる経費は、事業を実施するために必要な経費から団体の運営費等自ら負担すべき経費を控除した経費です。

項目	内容	補助対象外の経費		
		具体例	全項目共通	
報償費	○講師・指導者等に支払う謝礼金等	●団体スタッフ等に対する人件費（謝礼含む）	● 団体運営に係る経費	
交通費等	○講師・指導者等や団体スタッフの交通費及び研修参加費			
消耗品費	○資料の材料費、事業実施に必要な食材費等	●打合せ、会議、講演会などの際の飲食費		
印刷製本費	○会議資料やパンフレット等の印刷製本費			
通信運搬費	○郵送料や備品等を運搬するための経費	●補助対象事業以外に使用する部分と明確に区別できない電話・FAX料金等		
保険料	○講師、指導者、参加者等が加入する損害賠償・傷害保険等	●市が加入する市民活動総合補償保険の適用となる場合あり。保険内容は市ホームページを確認。		● 公的資金を支出する事業として、社会通年上、適切と認められない経費
使用料	○会議室や施設の使用料、車両等の借用料			
委託料	○事業の一部であり、事業の実施に必要不可欠と認められる委託料	●再委託など、事業の全面的な内容の委託や必要不可欠と認められない委託料		
備品購入費	○事業の実施に必要不可欠と認められるもの ※単価が1万円以上のもの ①自立促進事業 交付申請額の 50%以内 ②活性化事業 交付申請額の 50% または 20万円（限度額） のいずれか低い額	●必要不可欠と認められないもの ※単価が1万円以下のものは消耗品として計上してください。	● 当該事業に直接必要と判断しかねる経費	

※備品購入費については、取得価額を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づく減価償却資産の耐用年数で割った額を補助対象経費とします。

※備品購入費については、積算根拠の分かる見積書（10万円以上は、2社以上）を提出していただきます。

6. 書類提出方法

(1) 提出書類

※様式は浦安市ホームページ「市民活動補助金制度」のページからダウンロード

	書類名	提出方法
必須	① 事業計画書	指定様式
	② 事業予算書	※様式のフォント、計算式等は変更しないで下さい。
	③ 団体概要書	
	④ 定款・規約又は会則	任意様式
	⑤ 会員名簿（役職名入）	
	⑥ 前年度活動報告書	任意様式 ※団体設立1年未満は不要
	⑦ 前年度収支計算書	
任意	⑧ 参考資料(様式任意) 写真や会報など活動内容が分かるもの。会報や報告書などの冊子の場合は、必要な箇所だけ抜粋してください。 ※A4サイズ8ページ以内	<u>メールにより データを提出</u>

(2) 提出期限

令和6年8月30日（金） 午後5時必着

(3) 提出先

市民参加推進課へメールにて提出してください。

市民参加推進課メールアドレス：shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

※提出前に「応募書類提出前チェックシート」で記載内容をご確認下さい。

「補助金応募に関する個別相談会」

市民活動センターでは、団体の希望に応じて個別の相談を行います。

○予約制（直接電話にてお申込ください。電話：047-305-1721）

○場所：市民活動センター（市役所10階）

※市民活動の実施にあたっては市民活動センターの利用登録を推奨します。

※市民活動センターの開館時間・場所などは「浦安市市民活動センターホームページ」をご覧ください。

7. 手続きの流れとスケジュール

令和 6年度	8月1日 ～30日	<p>○応募書類の受付・提出 申し込み方法や書類の書き方等、ご不明な点は市民参加推進課へお問い合わせください。</p>
	9月～10月	<p>○書類等の確認・事業内容に関する質問 応募資格や書類の記載事項の確認を行い、事業内容に関する質問を行います。</p>
	12月	<p>○補助金選定委員会による選定 応募事業について、公開プレゼンテーション（活性化事業のみ）を行い、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会により、補助対象候補事業の選定を行います。</p> <p>○補助対象候補事業の決定 選定委員会による選定結果を受け、市が補助対象候補事業を決定します。</p>
	3月	<p>○市議会の予算審議 市議会の予算審議を受け、新年度の予算が成立します。 ※補助金額は予算の範囲内での交付</p>
令和 7年度	4月	<p style="text-align: center;">事業実施 令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>○補助金交付申請書の提出 補助金交付申請書を提出していただき、その後、市からの決定通知を発送します。また、希望する場合は補助金の概算払交付請求書を提出することができます。</p>
	10月	<p>○中間報告書の提出 補助金交付事業の実施状況について、中間報告書を作成していただきます。</p>
	3月	<p>○事業報告書の提出 事業終了後速やかに事業報告書及び交付事業決算書を提出していただきます。</p> <p>○補助金の精算手続き 提出された事業報告書を元に補助金の精算手続きを行います。</p>
令和 8年度	6月	<p>○事業報告会の開催（活性化事業） 選定委員会に事業の実施報告をしていただきます。</p>

8. 選定基準

以下の選定基準を元に、補助対象候補事業の選定を行います。

選定基準により、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会で採点し、点数の高い順に、市が補助対象候補事業を決定します。

【選定項目と配点】

(1) 自立促進事業（はじめの一步）

選定項目		配点
公益性	市民ニーズを的確に捉え、地域課題の解決に寄与する事業か	25
実行性	事業が主体的かつ計画的に実行されるか	25
独自性	事業に独自性はあるか	25
継続性	団体が活動基盤を整え、活動を継続する力を高めることができるか	25
合 計		100

(2) 活性化事業（ステップアップ）

選定項目		配点
公益性	市民ニーズを的確に捉え、地域課題の解決に寄与する事業か	20
実行性	事業が主体的かつ計画的に実行されるか	20
独自性	事業に独自性はあるか	20
発展性	活動の公益性と自立性が高まることにより、団体の活動が発展するか	20
費用対効果	費用と事業内容のバランスがとれているか	20
合 計		100

【選定基準】

- 選定委員の総得点の70%以上の場合
- 選定委員の総得点が60%以上70%未満で、60%以上の選定委員が70%以上の採点をした場合

9. 情報公開と個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な処置を講ずることとします。

応募書類と実施事業に関する書類は全て情報公開の対象となります。

10. Q & A

■ 市民活動について

Q 1 市民活動には一般的にどんな分野がありますか？

A 1 一般的には次のような分野があります。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

Q 2 「選挙や宗教を目的とする活動」（1ページ）とはどういうことを指しますか？

A 2 市民活動には、下記を目的とする活動は含まれないことを意味します。

- ① 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること
- ② 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

■ 団体について

Q 3 団体の構成員が全て浦安市内に住んでいないといけませんか？

A 3 団体の構成員の住所がどこかは問いません。主な活動範囲が浦安市内であれば結構です。

Q 4 活性化事業を応募する場合の活動期間が1年以上の団体とは、どの時点ですか？

A 4 応募の時点で「発足年月日」から1年以上の活動期間があれば応募することができます。

Q 5 1年以上活動している団体が、自立促進事業の応募をすることはできますか？

A 5 まだ、団体が自立するために財政的な支援が必要であるのなら、自立するために必要な事業を計画し応募することができます。

Q 6 社団法人の団体ですが、応募できますか？

A 6 特定非営利活動法人（NPO 法人）以外の法人は応募できません。

Q 7 実行委員会として事業を実施したいのですが、応募資格はありますか？

A 7 個別のケースで判断を要する場合がありますので、ご相談ください。

■ 事業について

Q 8 過去に活性化事業を交付された事業と同じ事業を今後も実施していきます。続けて応募することができますか？

A 8 以前に交付された事業と同じ事業でも、さらなる活性化を図る場合は応募できます。ただし、活性化事業は1団体につき3回までの交付となりますので、既に3回交付されている事業の場合は、応募できません。

Q 9 今回、令和7年度に企画して令和8年度に実施する事業を応募することはできますか？

A 9 市民活動補助金は、単年度応募になりますので、応募できません。
令和8年度実施事業であれば、令和7年度にご応募いただくことになります。

Q 10 複数年にわたる計画をしている事業を応募したいと考えていますが、どのように応募すればよいでしょうか？

A 10 年度を越えて実施される事業を申請することはできません。4月1日から翌年3月31日の期間内に実施される事業に絞って、応募してください。

Q11 団体概要書の「申請事業への他の補助金・助成金」の中に施設使用料の減額・減免は含まれますか？

A11 施設使用料の減額・減免は「申請事業への他の補助金・助成金」に含まれません。

■ 応募書類の書き方について

Q12 事業計画書には、団体全体の事業計画を全て記入するのですか？

A12 事業計画書には、応募する事業の計画のみを記入してください。団体全体の事業概要については、団体概要書の「過去1年間の活動実績」欄に記入してください。

Q13 応募書類の項目を全て記入しなくてははいけませんか？

A13 全ての項目が選定の対象となりますので、事業計画書は全ての項目にできるだけ詳しく記入してください。
該当する事項がない項目は記入しなくても結構です。予算書には、応募する事業を実施する際に発生することが見込まれる収支の項目のみを記入してください。

■ 経費について

Q14 会費収入を申請事業にあててもよいですか？

A14 会費収入を申請事業にあてることは可能です。

Q15 申請事業の収入（補助金額を含む）の合計額と支出の合計額は合致しなければなりませんか。

A15 収支は合致しなければなりません。

Q16 申請事業の収入の中で当該事業への参加費などの事業収入がある場合の補助金額の計算方法はどようになりますか。

A16

自立促進事業の場合

下記のいずれかで最も低い額

- ・補助対象経費総額－事業収入（参加費など）・・・・・・・・A
- ・上限額 10 万円・・・・・・・・B

【例】

- ・補助対象経費総額 12 万円
- ・事業収入 5 万円

A=12 万円－5 万円＝7 万円 B=10 万円
⇒この場合、Aの7万円が補助金額となります。

活性化事業の場合

下記のいずれかで最も低い額

- ・補助対象経費総額×80%・・・・・・・・A
- ・補助対象経費総額－事業収入（参加費など）・・・・・・・・B
- ・上限額 50 万円・・・・・・・・C

【例】

- ・補助対象経費総額 60 万円
- ・事業収入 20 万円

A=60 万円×80%＝48 万円 B=60 万円－20 万円＝40 万円 C=50 万円
⇒この場合Bの40万円が補助額となります。

Q17 通信費として、電話代を申請することはできますか？

A17 団体の運営や他の事業に使用する電話代と区別できれば、申請できます。
例えば、一日電話相談を受けるために臨時電話を設置する場合や、電話料金の明細から通信先が明確になっており、それを領収書として提出できる場合などです。

Q18 備品購入費の算出方法は？

A18 備品購入費については、備品の取得価格及び減価償却資産の耐用年数(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)を基に算出してください。
(耐用年数例：パソコン4年、カメラ5年、複写機5年、電気冷蔵庫6年)。

【5万円のカメラを購入する場合の算出方法】

5万円（取得価額）÷5年（耐用年数）＝1万円 1万円が市の負担額となります。なお、中古品に関しても同様に算出してください。

Q19 事業終了後に交付確定した額が、申請時の交付決定金額より少なくなった場合は、どうしたらいいですか？

A19 事業の終了時点で既に概算払いによる交付を受けている場合は、差額を返金していただきます。確定払いの場合は、事業終了後に確定した額で請求していただき、交付します。

Q20 申請事業に民間の助成を受けている事業ですが、応募できますか？

A20 国や県、市及びそれらの外郭団体等からの補助・助成を受けている場合は応募できませんが、民間の補助・助成のみを受けている場合は応募できます。ただし、収支予算や決算においては事業収入に計上してください。

■ 選定について

Q21 選定基準を満たせば、必ず補助金を受けることができますか。

A21 この基準は補助金を交付する候補となる事業を選定するもので、基準を満たしたからといって即座に補助金の交付が決定するわけではありません。
選定基準により採点した点数の高い順に、補助対象候補事業を市が決定します。
その後、次年度予算が市議会で承認された後、補助金交付申請書を提出いただき、予算の範囲内で、交付決定を行います。

Q22 以前に補助金を交付された団体ですが、選定の際に、このことが影響を与えますか？

A22 これまでに自立促進事業を交付された場合は、自立促進事業の応募はできませんが、活性化事業の応募はできます。この場合、自立促進事業を以前交付されたこと自体が選定に影響を与えることはありません。
ただし、これまでに活性化事業の交付を受けた事業と同様の事業に応募する場合は、「さらなる活性化が図られていること」が選定のポイントとして重視されます。